



* * * * *

* 財政融資資金地方資金借入等の手引 *

* * * * *

財務省 北陸財務局

富山財務事務所

福井財務事務所

～令和8年1月～

(余 白)

はじめに

財政融資資金地方資金の貸付については、「財政融資資金法」（昭和26年3月31日法律第100号）、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」（昭和48年3月31日法律第7号）、「財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則」（昭和49年7月9日大蔵省令第42号）等の定めるところによっておりますが、本手引はその円滑な事務処理を図るため、借入等に関する事務手続の指針として活用していただくものです。

本冊子に関してご不明な点等がありましたら、財務局の融資課、財務事務所の財務課にお問い合わせください。

令和8年1月

※ 本手引は、令和7年12月時点における法令等の内容により作成しています。今後、法令等の改正があった場合は、改正後の内容を適用することとなりますので、あらかじめご承知おきください。

目 次

第1章 財政融資資金の概要

第1 . 財政投融資と財政融資資金	1
第2 . 地方資金の種類	2
第3 . 貸付けの制限	3
第4 . 財政融資資金事務オンラインシステム	5

第2章 借入前の手続等

第1 . 新たに財政融資資金を借り入れる場合	6
第2 . 借入金利方式を変更する場合	8
第3 . 事業計画を変更する場合	9
第4 . 貸付期日を延長する場合	10
第5 . 貸付予定額の全部又は一部の借入れが不用となった場合	12
第6 . 借用証書の提出方法を変更する場合	13
第7 . 振込口座の登録内容に変更が生じた場合	13
第8 . 地方公共団体の名称等を変更する場合	13

第3章 借入申込みの手続等

第1 . 借入れの要件	14
第2 . 借入関係書類の作成要領	15
第3 . 借入申込みにあたっての留意点	16
第4 . 貸付決定後の手続	20
別表1 . 借入れの手続図	22
別表2 . 地方長期資金等の貸付条件	23
別表3 . 償還期限及び据置期間基準年数表	24
別表4 . 償還期限及び据置期限早見表	26

第4章 借入後の手続等

第1 . 償還年次表の公開	27
第2 . 元利金の払込み	27
第3 . 借入後に承認等を要するもの	31
1 . 取得財産等を処分する場合又は補助金等の交付決定を受けた場合	31
2 . 任意繰上償還をしようとする場合	35
3 . 違約金の免除を受けようとする場合	35
4 . 指定店を変更しようとする場合	35
5 . 債務の引受をしようとする場合	36

6 . 債務を承継した場合	3 6
7 . 地方公共団体の名称等を変更する場合	3 7
8 . 貸付先コードを廃止する場合	3 7
第 4 . 実地監査、財務状況把握の実施	3 7

《別冊》 資料編

第1章 財政融資資金の概要

第1. 財政投融資と財政融資資金

1. 財政投融資

財政投融資とは、税負担によることなく、国債の一種である財投債の発行などにより調達した資金を財源として、政策的な必要性があるものの、民間では対応が困難な長期・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトの実施を可能とするための投融資活動です。民間金融機関では対応が困難な分野に融資や出資の形で資金供給を行い、円滑な資金循環を促進し、社会・経済の課題解決や、需要・雇用の創造につなげていきます。

財政投融資の具体的資金供給手法として、財政融資資金による財政融資があります。

2. 財政融資資金

財政融資資金は国債（財投債）の発行を通じて金融市场から調達した資金等を、財政融資資金として国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに融資しています。国の信用に基づき最も有利な条件で資金調達しているため、長期・固定・低利での資金供給が可能となります。

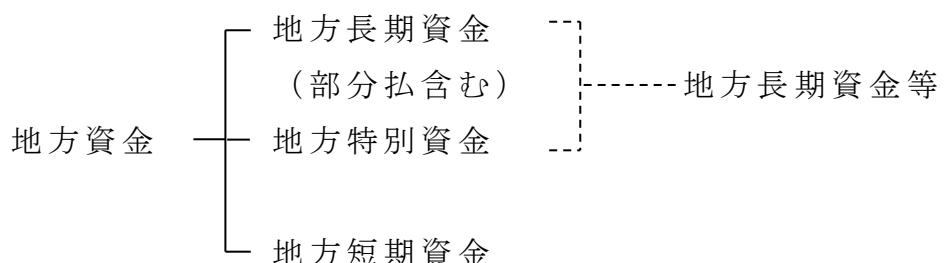
また、財政融資資金には、地方公共団体に貸し付けられる「地方資金」と、独立行政法人などに貸し付けられる「本省資金」とがあり、地方公共団体向けの財政融資については、地域のニーズを的確に把握するとともに、各地方公共団体の自律的な財政運営を促す観点から、地方公共団体ごとの資金使途及び資金調達力に着目した重点化を図り、資金需要に適切に対応することとしています。

第2. 地方資金の種類

地方資金は、次のように分類されます。

地方長期資金	貸付期間を <u>5年以上</u> とするもの。以下の「地方特別資金」、「地方短期資金」以外のものが該当します。
地方特別資金	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第24条第2項に基づく「農地等小災害債」及び「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第102条第1項に基づく「歳入欠かん等債」などが該当します。
地方短期資金	地方公共団体の一時的な資金需要に応じて年度内償還を条件として貸し付けられる地方資金をいいます。

これらを図示すると下図のとおりとなります。



第3. 貸付けの制限

地方公共団体が地方長期資金等を借り入れる場合は、借り入れの目的である事業ごとに、事業計画に関する書類等を財務局（融資課）又は財務事務所（財務課）（以下、「財務局（所）」）に提出（県経由）します。

財務局（所）において、これらの書類を基に貸付予定額を決定し、財政融資資金貸付予定額通知書により地方公共団体に通知します。

1. 一般的制限

次のいずれかに該当する地方公共団体には、地方資金の貸付けを行いません。

(1)	地方資金の元利金の償還計画が確立されていない等のため元金の償還又は利子の支払いが不能と認められる地方公共団体
(2)	地方資金の元金の償還又は利子の支払いを現に延滞している地方公共団体、又は所要の公債費を予算に計上していない等のため、今後において延滞の生ずるおそれのある地方公共団体
(3)	実地監査において、不適切事案の処理及び文書注意を行った地方公共団体のうち、特段の理由もなく所要の措置を講じない地方公共団体
(4)	過去において、著しく事実に相違した借入申込みにより地方資金を借り入れており、適正な借入申込みを担保するための改善措置が現に講じられていると認められない地方公共団体
(5)	借入申込書（添付書類を含む）に虚偽の記載をしていると認められる地方公共団体
(6)	財務の経理が著しく不明確である地方公共団体

2. 地方長期資金等の貸付けの制限

① 次のいずれかに該当する事業については、地方長期資金等の全部又は一部について、貸付けを行いません。

(1)	起債の同意若しくは許可（以下「同意等」）を受けていない又は資金貸付予定額の決定に際して付された条件を満たしていない事業
(2)	事業実施計画が不適切等のため、その遂行が困難であると認められる事業
(3)	効果が少ない、永続性のない又は事業施行結果の確認が甚だしく困難な事業

② 起債対象事業費に次のいずれかに該当する事業費が含まれている場合は、当該事業費に係る地方長期資金等の貸付けを行いません。

(1)	一般調査費、維持管理費等の一般財源をもって支弁することが適当であると認められる事業費
(2)	私有財産に係る事業費であって、その経費を受益者に負担させることが適当であると認められる事業費

③ 財務状況が著しく悪化し、かつ、財務状況の改善のための努力が行われていないと認められる地方公共団体には、地方長期資金等の貸付けを行いません。

第4. 財政融資資金事務オンラインシステム

「財政融資資金事務オンラインシステム」（以下、「オンラインシステム」）は、財政融資資金の貸付けや債券の引受け、応募又は買入れ、財政融資資金預託金に関して、利用機関と、理財局、財務（支）局、財務事務所、出張所との間で交わされる文書等の電子化や諸手続をオンライン化したシステムです。地方公共団体は、LGWN回線又はインターネット回線を利用して接続することができます。

オンラインシステムでは、借入申込書や处分行為承認申請書等の各種申請を電子的に行っていただくほか、財務局（所）が送付する貸付通知書や償還年次表の通知文書等について、オンラインシステムにより公開しています。このため、オンラインシステム利用承認を受けていない地方公共団体・企業会計（以下、「オンラインシステム未利用団体等」）は、「財政融資資金事務オンラインシステム利用承認申請書」（例示1）を提出の上、利用承認を受けていただく必要があります。

また、オンラインシステムの機能として、電子借用証書を原則としていますので、電子証明（職責証明書）を取得していただき、電子借用証書のご利用をお願いします。

なお、オンラインシステムの操作方法、利用環境等に関してご不明な点があるときは、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

ヘルプデスク連絡先

- ・オンラインシステム上のウェブフォーム（問合せ機能）
- ・電話番号 03-5226-2050（平日8：30～18：30）

第2章 借入前の手続等

第1. 新たに財政融資資金を借り入れる場合

一部事務組合や公営企業会計を新設するなどの場合には、借入前に必ず貸付先コードの設定や借り入れのために必要な情報を登録する必要があります。登録にあたっては、以下1.～7.の申請手続が必要となります（7.は任意ですが、可能な限り電子納付のご利用をお願いします）。申請手続の詳細は、該当する項や例示を参照してください。

なお、各申請内容に変更が生じる場合は、隨時、変更手続を行う必要があります。

1. 日本銀行の支店又は代理店の指定（変更については35ページ参照）

元利金の払込み等に係る手続を行う日本銀行の支店又は代理店を指定するため、「財政融資資金指定店指定申請書」（例示2）を提出してください。

2. 金利方式の設定（詳細については8ページ参照）

「財政融資資金地方長期資金等借入金利設定（変更）申込書」（例示4）を提出してください。

※ 日本銀行の支店又は代理店の指定及び金利方式の設定は地方公共団体ごとに行いますので、既に財政融資資金を借り入れている地方公共団体が公営企業会計を新設するなどの場合には、提出不要です。

3. 貸付先コードの設定（廃止については37ページ参照）

財政融資資金の借り入れにあたっては、特別会計分等を区分して管理することができます、区分する特別会計ごとに貸付先コードを付与しています。

貸付先コードが設定されていない場合は、貸付先コードを設定する必要がありますので、「貸付先コードの新設・廃止について」（例示3）を提出してください。

4．オンラインシステムの利用承認申請 (5 ページ参照)

貸付先コードごとに「財政融資資金事務オンラインシステム利用承認申請書」(例示 1)を提出してください。

※ 財務局(所)から送付する通知文書等は、オンラインシステムにより送付しますので、利用承認を受けていただく必要があります。

5．借用証書の提出方法の設定 (変更については 13 ページ参照)

「財政融資資金借用証書の提出方法変更依頼書」(例示 8)を提出してください。

貸付先コードごとに、借用証書の提出方法について「書面」又は「電子」を選択します。初期設定は「書面」となっていますが、原則として「電子」に変更して借用証書を提出してください。

6．振込口座の登録 (登録内容の変更については 13 ページ参照)

平成 17 年 6 月以降、貸付資金の交付は、あらかじめ登録された金融機関の指定口座に直接振り込む方式に変更されています。

貸付先コードごとに「振込口座異動通知書」(例示 9)を財務局(所)に提出し、振込口座を登録してください。

7．電子納付の利用 (詳細については 29 ページ参照)

財政融資資金の元金及び利子の納付にあたり、マルチペイメントネットワークシステム「Pay-easy(ペイジー)」を推奨しています。ご利用にあたっては、貸付先コードごとに「財政融資資金の元金の償還及び利子等の支払いに関する特定納付利用届出(届出取消)書」(例示 21)を提出してください。インターネットバンキングによる支払い方式を導入されておりましたら、財政融資資金の元利金についても、可能な限り電子納付のご利用をお願いします。

※ 上記以外にも、一部事務組合の事務範囲の変更や公営企業会計の新設等により、他の地方公共団体や他会計からの債務承継等の手続が必要となることがありますので、あらかじめ財務局(所)に連絡し、事務手続を確認してください。

第2. 借入金利方式を変更する場合

地方長期資金の借入れにあたっては、地方債計画の事業別の単位ごとに、固定金利方式、利率見直し方式を選択することができます。なお、一つの事業に複数の金利方式を設定することはできません。

1. 金利方式の変更

一度選択した金利方式は、借入金利設定変更手続を行わない限り、選択した金利方式を継続して適用することになります。

選択している借入金利方式を変更する場合は、変更する資金年度の前年度の3月31日（令和8年度資金については令和8年3月31日）までに、「財政融資資金地方長期資金等借入金利設定（変更）申込書」（例示4）を提出してください。

※ 金利方式を変更しない場合は提出不要です。

2. その他の留意事項

臨時財政対策債の選択できる金利方式は、利率見直し方式（5年毎、10年毎）のみとなります。

※ 財政融資資金の償還方法については、元利均等償還のほか、元金均等償還を選択することができます。

償還方法は、借入申込時に、借入れ1件ごとに選択することができます。

第3. 事業計画を変更する場合

貸付予定額の通知又は貸付予定額変更通知を受けた後、貸付対象事業に係る事業計画を変更しようとする場合は、次に定める手続が必要です。

1. 事業計画変更の承認が不要

次の(1)、(2)の両方に該当する場合は、事業計画変更承認の手続は不要ですので、借入申込書等に必要事項を記入してください。

(1)	起債額の増額がないこと（減額の場合は12ページ参照）
(2)	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>① 専ら国の直轄事業、又は国の補助事業の地方負担額に着目して貸付予定額が決定されている事業で、国の事業計画又は補助金配分の変更等に伴って事業計画を変更する場合</p> <p>② 2年度以上にわたって実施される事業について、当年度の実施予定箇所と翌年度以降の実施予定箇所を入れ替えて実施する場合</p> <p>③ 貸付対象事業の構造、材質、規模、位置を変更する場合</p>

2. 事業計画変更の承認が必要

上記1.に該当せず、次の(1)、(2)の両方に該当する場合は、借入申込みを行うまでに「事業計画変更承認申請書」（例示5）を財務局（所）に提出し、事業計画変更の承認を受けることにより、変更した事業部分についても借入れができます。

(1)	起債額の増額がないこと
(2)	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>① 貸付対象事業の全部又は一部を取り止め、代わりに同種事業（※）を貸付対象事業に加えようとする場合</p> <p>※ 同種事業とは、貸付予定額の決定に当たり、当該貸付対象事業と併せて1件として取り扱うことができる他の事業をいう（以下同じ）</p> <p>② 貸付対象事業の事業費の減少又は当該事業に充てるべき特定財源の増加によって不用額が生じる場合に、同種事業を貸付対象に加えようとする場合</p>

3. 新たな起債の同意等協議が必要

上記1. 及び2. に該当せず、次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は、総務大臣又は県知事による起債の同意等を受けない限り、変更にあたる事業部分について借入れはできません。

(1)	起債の増額は伴わないが、同種事業に該当しない事業を貸付対象に加えようとする場合
(2)	起債の増額を伴う場合

第4. 貸付期日を延長する場合

国会の議決を受けた財政融資資金の長期運用予定額のうち、当該年度に運用しなかったものについては、翌年度に繰り越して運用することができますが、その後、事故繰越が認められた場合は、最長で翌々年度まで繰り越して運用することができます(この場合、事故繰越に伴う貸付期日の再延長は行わず、事業完成見込みでの借入れとなります)。

1. 貸付期日の延長の手続

令和7年度資金において、令和8年5月最終統一貸付日（統一貸付日については別に指定する日とします）までに地方長期資金の借入れができない場合は、令和8年4月10日までに「財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認申請書」（以下、「延長承認申請書」）（例示6）を財務局（所）に提出してください。貸付期日の延长期限は、令和9年3月の最終統一貸付日までです。

延長承認にあたっては、次の要件を全て満たす必要があります。

(1) 遅延理由	事業の完成の遅延が、真にやむを得ない理由によるものであること
(2) 完成時期	令和9年3月31日までに、当該貸付対象事業が完成するものであること
(3) 予算繰越	事業について、翌年度への繰越しその他の予算措置が適切になされていること

2. 貸付期日の再延長の手続

貸付期日の延長承認を受けた後、更に貸付期日までに事業が完成しない場合は、貸付期日の再延長承認が必要となりますので、延長承認された貸付期日の20営業日前までに「延長承認申請書」を財務局（所）に提出してください。

要件は前項1.の場合と同じです。

3. 令和6年度国の補正予算対象事業の貸付期日

令和7年度地方債のうち、令和6年度国の補正予算に基づく国庫補助を受けて行った事業については、繰越しを行った令和6年度財政融資資金による貸付けとなります。したがって、貸付けを受けることができる期日は、令和8年3月25日となりますのでご注意ください。

【参考：事業の繰越しと貸付期日の延長】

○令和6年度資金(上記3.を含む)

区分	工程			予算繰越措置	補助金の繰越し手続	財政融資資金		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度			延長承認申請	完成遅延理由書	貸付期限
令和7年度内 (令和8年3月31日まで)に完成		→		(済)	(済)	(済)	不要	令和8年3月25日
令和8年4月1日以降 に完成 (事故繰越しの場合)		→		必要	必要	不要	必要	事故繰越しの手続を要する事由の発生した時点～令和8年3月25日

○令和7年度資金

区分	工程			予算繰越措置	補助金の繰越し手続	財政融資資金		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度			延長承認申請	完成遅延理由書	貸付期限
令和7年度内 (令和8年3月31日まで)に完成	→			不要	不要	不要	不要	令和8年5月最終貸付日 ※公営企業会計は令和8年3月25日
令和8年5月31日まで に完成	→			必要	必要	不要	不要	令和8年5月最終貸付日
令和9年3月31日まで に完成	→			必要	必要	必要	不要	令和9年3月最終貸付日
令和9年4月1日以降 に完成 〔当該年度明許繰越し、翌年度事故繰越しとした場合〕	→			必要	必要	不要	必要	事故繰越しの手続を要する事由の発生した時点～令和9年3月最終貸付日

第5. 貸付予定額の全部又は一部の借入れが不用となった場合

貸付予定額の通知又は貸付予定額変更通知を受けた後、事業の中止、計画の縮小、他の財源の調達等の理由により、貸付予定額の全部又は一部の借入れが不用となった場合は、速やかに「財政融資資金地方長期資金等貸付予定額不用額報告書」(以下、「不用額報告書」)(例示7)を財務局(所)に提出してください。

なお、資金区分が複数の場合は、原則として貸付予定額(変更)決定時の資金比率による按分により不用額を算定することとなります。

第6. 借用証書の提出方法を変更する場合

借用証書の提出方法を変更したい場合は、「財政融資資金借用証書の提出方法変更依頼書」（例示8）を財務局（所）に提出してください。

第7. 振込口座の登録内容に変更が生じた場合

取引金融機関、口座名義、口座番号等の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに（遅くとも借入申込書提出までに）「振込口座異動通知書」（例示9）を財務局（所）に提出してください。

財務局（所）において内容を確認後、「振込口座確認書」をオンラインシステムにて公開しますので、確認書の内容に相違がないかを確認の上、「振込口座確認通知書」を提出してください。

※ 変更手続が行われていない場合は、資金の振込みができなくなりますので、手続漏れのないようにご注意ください。

第8. 地方公共団体の名称等を変更する場合

- ① 地方公共団体の名称（公営企業の会計名を含む）若しくは所在地が変更されることとなった場合は、「名称等変更通知書」（例示10）を財務局（所）に提出してください。
- ② 貸付予定額決定後、地方長期資金等の借入前に地方自治法第6条、第7条に規定する廃置分合・境界変更等により、借入れ地方公共団体が変更することとなった場合は、新たに借入団体となる地方公共団体が、「地方公共団体変更通知書」（例示11）を財務局（所）に提出してください。

第3章 借入申込みの手続等

第1. 借入れの要件

財政融資資金の借入れにあたっては、「第1章 第3. 貸付けの制限」による制限のほか、次の要件を全て満たしている必要があります。

(1)	事業実施状況等調書に記載された内容が適債性を有していること
(2)	事業が完成していること、又は、完成が見込まれると認められるものであること ※貸付対象事業の進捗状況等を勘案しながら、借入日までの工事の出来高を限度とした「部分払」が可能です（16ページ参照）
(3)	原則として決算済事業費でないこと（16ページ参照）
(4)	1件の金額及び端数金額の単位が10万円以上（臨時財政対策債については千円以上）であること（16ページ参照）
(5)	地方公共団体が資金を転貸する場合については、原則として次に掲げる要件を具備していること。 ① 転貸する資金の利率並びに据置期間及び償還期限が、地方公共団体が借り入れる条件と同一であること。 ② 地方公共団体と転貸先との間で締結する借用証書その他の契約書等に「この借入金について関係官庁から隨時調査を受け又は報告を徴せられても差支えありません」と「この借入金は、速やかに借入れの目的のために使用しますが、万一借入れの目的以外に使用し又は借入後長期にわたり使用しないことがある場合には、繰上償還を求められても異存はありません」旨の文言があること。

第2. 借入関係書類の作成要領

1. 借入申込書の提出

財政融資資金を借り入れようとする団体は、借入れを希望する日（貸付日）の20営業日前までに、「2. 借入関係書類」に定める書類を提出してください。なお、3月及び5月の借入申込みは、別に指定する日とします。

貸付期日の延長承認を受けた事業が承認を受けた貸付期日より早く完成した場合は、承認された貸付期日にとらわれずに、速やかに借入手続を行ってください。

貸付日について、財政融資資金の計画的・効率的運用を図るため、全国的に統一した貸付日を設定していますので、ご協力をお願いします。

（「財政融資資金貸付日一覧表」は表紙裏面を参照してください。）

2. 借入関係書類

財政融資資金の借入れにあたり必要な提出書類は次のとおりです。提出の要否欄の「○」印は必ず提出を要するもの、「△」印は該当ある場合に提出を要するものです。なお、臨時財政対策債は、綴込順序1、2のみ提出してください。

詳細については、「借入れに際し提出する書類の一覧」（例示12）及び各様式の記載要領を確認してください。

綴 込 順 序	提出書類	提出の要 否	例示 番号
1	財政融資資金地方長期資金等借入申込書	○	14
2	事業実施状況等調書（付表を含む）	○	15
3	起債対象外事業費等に関する確認調書	○	16
4	財政融資資金借入申込書作成にあたっての確認シート	-	13
	延長承認申請書	△	6
	不用額報告書	△	7
	事業完成遅延理由書兼事業完成報告書	△	17
	財政融資資金借用証書の提出方法変更依頼書	△	8
	振込口座異動通知書	△	9

第3. 借入申込みにあたっての留意点

1. 借入申込み1件の取扱いについて

貸付予定額の決定（「財政融資資金貸付予定額通知書」の「事業名」欄に記載された事業）ごとに1件として借入手続をとってください。

1件の金額及び端数金額については、10万円単位ですが、臨時財政対策債は千円単位です。

2. 部分払での借入れについて

事業が未完成であっても、貸付対象事業の進捗状況等を勘案しながら借入日までの工事の出来高を限度（前払金※は以下のとおり）とした「部分払」による借入れが可能です。

※ 前払金の取扱いについては、次の点に留意してください。

イ.	一般会計債、地方公営企業法非適用企業の場合は、施設等が出来上がる前であっても、前払金は出来高として当年度借入の対象となります
ロ.	地方公営企業法適用事業の前払金に係る借入については、決算処理において建設仮勘定に振り替えられるであろう出来高部分までが同意年度分借入の対象となります

3. 決算済事業費について

一般財源等の財源により決算処理を行った事業費については、「当該支出に対する財源は調達済であり、財政融資資金を借り入れる必要はなくなった」と考えられます。

このため、決算済となった事業費は、次の場合を除いて貸付対象事業とすることができません。

イ.	施越事業であることを明らかにして、起債の同意等を受けた補助災害復旧事業費
ロ.	地方公営企業法の適用を受けている公営企業会計の事業費で、その財源につき起債の同意等を受けたにもかかわらず、当該同意等を受けた年度の決算において未払金として処理されたもの

適正な借入れを行うにあたっては、次の点に留意してください。

イ.	事業が完成したときは、普通会計の場合は起債の同意等を受けた年度の出納閉鎖期日（翌年度5月の統一貸付日）までに、公営企業法適用の公営企業会計の場合は起債の同意等を受けた年度の3月の統一貸付日までに、それぞれ借り入れること
ロ.	事業の完成が遅れ、地方長期資金等の借入れが翌年度になるもので、事業費の一部を起債の同意等を受けた年度に決算する場合は、当該決算しようとする事業費に対応する金額について、上記イ.の期日までに部分払を借り入れること

起債事務手続等の事情で、財政融資資金を上記イ. の期限までに借入れできない場合は、事前に財務局（所）に相談してください。

《決算済事業費の例》

【例1】下記（ア）のように起債計画において起債予定額8,000千円、一般財源2,000千円としていた事業について、令和7年度決算において借入れ（部分払）2,000千円、一般財源3,000千円（立替金）として決算した場合は、起債限度額が7,000千円となってしまいます（不用額1,000千円が発生）。

（ア）決算済事業費となり一部の借入れができなくなる場合

（単位：千円）

区分	貸付対象事業 (起債計画書)	令和7年度 決算額	令和8年度		貸付額
			繰越額		
事業費	20,000	10,000	10,000		(20,000)
財源内訳	国庫補助金	10,000	5,000	5,000	(10,000)
	起債	8,000	(部分払) 2,000	6,000	7,000
一般財源	2,000	3,000	△1,000	-	(3,000)

起債計画書において一般財源2,000千円と記載していても、決算において3,000千円とした場合は、3,000千円を調達できたものとみなします。

したがって、起債限度額が以下のとおり減少してしまいます。

$$20,000\text{千円} - 10,000\text{千円} - 3,000\text{千円} = 7,000\text{千円}$$

(全体事業費) (国庫補助金) (決算済一般財源) (起債限度額)

このような事態をなくすためには、令和7年度決算額の財源として、借入れ（部分払）3,000千円を行っておく必要があります（次頁イ））。

(イ) 起債予定額どおりに借り入れる場合

(単位:千円)

区分		貸付対象事業 (起債計画書)	令和7年度 決算額	令和8年度 繰越額	貸付額
事業費		20,000	10,000	10,000	(20,000)
財源内訳	国庫補助金	10,000	5,000	5,000	(10,000)
	起債	8,000	(部分払) 3,000	5,000	8,000
	一般財源	2,000	2,000	—	(2,000)

【例2】次のように、令和7年度に部分払で6,300千円を借り入れた場合、端数金額の関係で財源オーバーとなる50千円は、既収入特定財源として翌年度に繰越手続きを行う必要があります。

なお、部分払を出納整理期間中（4～5月中）に借り入れた場合は、6,250千円を令和7年度歳入とし、差額を令和8年度歳入に区分して会計処理することもできます。

(単位:千円)

区分		貸付対象事業 (起債計画書)	令和7年度 決算額	令和8年度 繰越額	貸付額
事業費		20,000	12,500	7,500	(20,000)
財源内訳	国庫補助金	10,000	6,250	3,750	(10,000)
	起債	10,000	(部分払) 6,300	3,700	10,000
	一般財源	0	0	0	(0)
一時立替金		0	△50	50	(0)

4. 事業完成見込での借入れについて

貸付期日の最終期限である翌年度末までに事業が完成しないことが明らかになった場合（事故繰越の手続を要する事由が発生した場合）でも、事業完成見込みでの借入れが可能となっています。

事業完成見込みでの借入れを行うにあたっては、以下の点に留意してください。

適用事業	事故繰越（2回目の繰越）の手続が必要となった事業
借入申込時期	貸付期日の最終期限である翌年度末までに完成しないことが明らかになった場合（事故繰越の手続を要する事由が発生した場合）、その時点で借入申込みが可能
完成予定期日の範囲	事故繰越（2回目の繰越）の手続を行った翌年度末まで
完成見込の確認	借入申込みの際に「事業完成遅延理由書兼事業完成報告書」（例示17）のうち「事業完成遅延理由書」を記載し、財務局（所）に提出
事業完成の確認	事業完成後、速やかに「事業完成遅延理由書兼事業完成報告書」（例示17）のうち「事業完成報告書」を記載し（事業完成遅延理由書は既に記載済み）、財務局（所）に提出

5. 借入申込後の事業費等の減額について

借入申込後に契約変更や補助率の引き上げ等により、過充当となる場合は、財務局（所）への申出等が必要です。過充当となった場合には、繰上償還の手続き等を行っていただきます。

事業費等に変更が生じる可能性がある場合は、速やかに財務局（所）にご相談ください。

第4. 貸付決定後の手続

1. 貸付通知書、借用証書の送付

財務局（所）において借入申込書を審査した結果、貸付けすることが適当と認められた場合は、「財政融資資金貸付通知書」（例示18）をオンラインシステムにて公開します。

あわせて、約定等が記入された「財政融資資金地方長期資金等借用証書」（例示19）を送付します。借用証書の提出方法については「電子」を原則としていますので、「電子」選択においては、電子借用証書をオンラインシステムにて公開します（「書面」を選択している場合は、借用証書のフォーマットを郵送します）。

※ 貸付通知書及び借用証書の資金名は、次の略称を使用しています。

事業区分	資金年度及び資金名	資金名の略称
一般事業（下記以外）	令和〇年度地方公共団体普通事業資金	地普
歳入欠かん等債等	令和〇年度歳入欠かん等債資金	歳入欠かん
小災害債		
公共土木施設等分	令和〇年度小災害債資金（公共土木等分）	小災（公共）
農地等災害分	令和〇年度小災害債資金（農地等分）	小災（農林）
公営企業等	令和〇年度地方公営企業資金	公企

2. 借用証書の提出

「貸付通知書」及び「借用証書」の記載内容を確認の上、借入日の6営業日前までに、電子借用証書について、電子署名を付与してオンラインシステムにより提出してください（書面の借用証書の場合は、記名押印（首長名等）して財務局（所）まで持参又は郵送（必着）により提出が必要です）。

財務局（所）において借用証書を確認した後、借用証書受領書をオンラインシステムにて公開します。

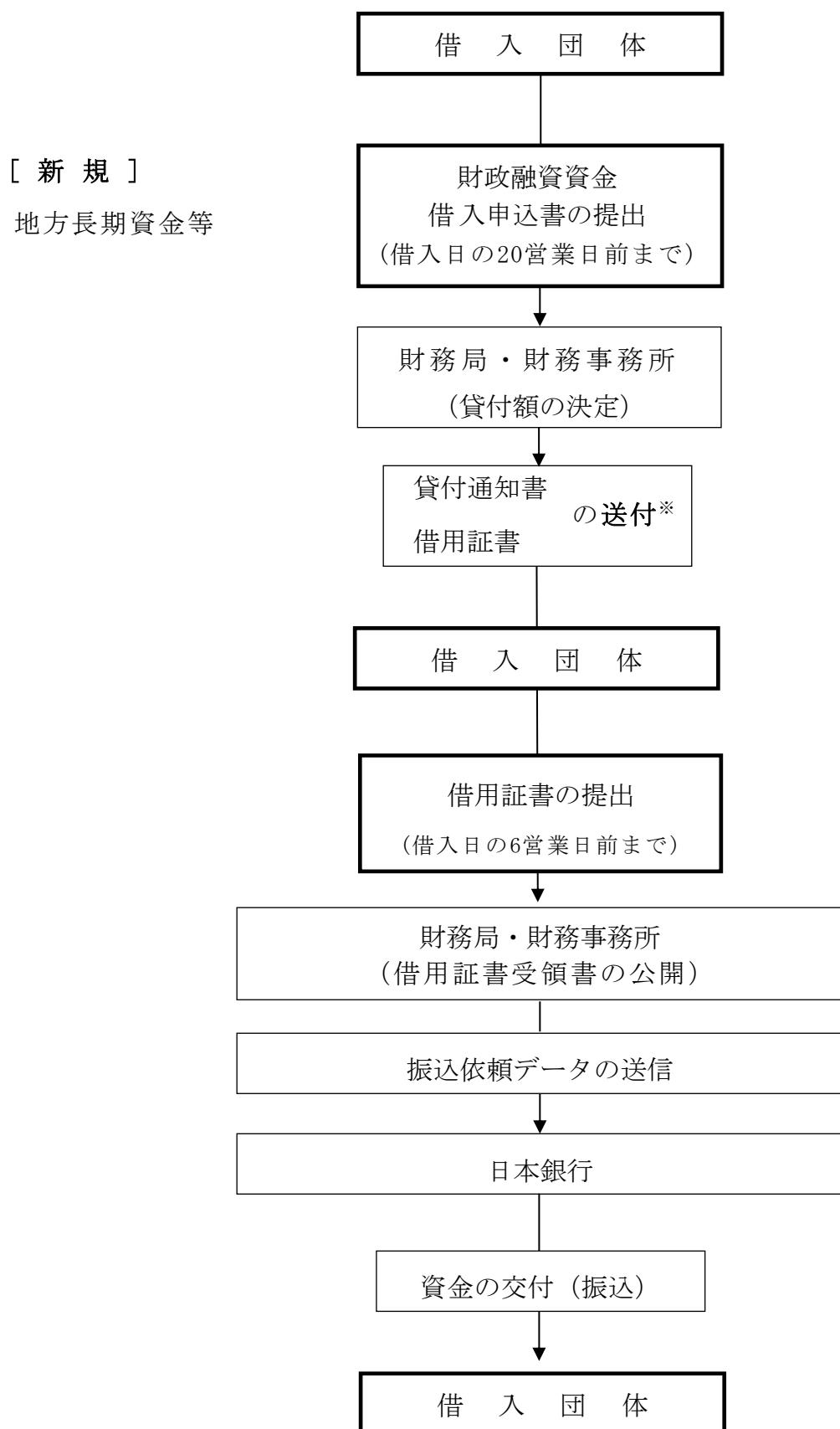
なお、電子署名付与時に有効期限切れが判明し、借用証書の受渡が期限に間に合わない場合は貸付を実行できない可能性がありますので、借入前に電子署名の有効期限をご確認いただき、有効期限切れ又は有効期限が近付いている場合等は速やかに更新作業を行ってください。

3. 資金の交付

資金は、事前に登録された口座に直接振り込みます（7ページ参照）。

振込口座の変更手続が行われていない場合は、振込みができなくなりますので、借入申込みにあたっては、オンラインシステムに登録されている口座情報に変更が生じていないかを必ず確認の上、変更があれば速やかに「**振込口座異動通知書**」（例示9）を財務局（所）に提出してください。

別表 1. 借入れの手続図



別表 2. 地方長期資金等の貸付条件

区分	地方長期資金等（部分払含む）
1. 利率	借入日現在における、約定期間及び元利金の支払方法などに応じ、国債の利回りを基準として財務大臣が定める利率
	(毎月中頃に財務省が公表する財政融資資金貸付金利の利率を参照) https://www.mof.go.jp/policy/filp/reference/f1f_interest_rate/index.htm
2. 違約金の割合	年 10 %
3. 元利金支払期日	3月及び9月貸付分：9月1日・3月1日 それ以外の貸付分：9月25日・3月25日 ※ 小災害債は 9月1日
4. 償還期限及び据置期間	別表3. 「償還期限及び据置期間基準年数表」に定める基準年数以内
5. 償還方法	半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還を選択 ※ 小災害債は年賦元利均等償還又は年賦元金均等償還

1. 基準年数表の償還期限及び据置期間は、資金貸付日の翌日から起算し、同表に定められた期間の終了日の直前に到来する元利金の支払期日をそれぞれの終了の日とする（別表4. 「償還期限及び据置期限早見表」）。
2. 元金償還の開始日は、据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日とする。

別表3. 償還期限及び据置期間基準年数表

表 準定期間置換の償還資金の融資資金と財政年度和7年

I. 地方長期資金		事業等		償還期間(償還期間)		共通	
大区分 中区分 小区分				固定	金利方式	利率 見直し	
1	公共事業費						
(1)	各種閑闊運事業			25(3)	25(3)	25(3)	
(2)	学校施設等整備事業(都道府県分)			25(3)	25(3)	25(3)	
(3)	社会福祉施設整備事業(都道府県分)			25(3)	25(3)	25(3)	
(4)	一般機械物处理事業(都道府県分)			20(3)	20(3)	20(3)	
(5)	農業整備事業・道路事業(体道含む)・排水施設等			15(3)	15(3)	15(3)	
(6)	上記以外の事業			25(3)	25(3)	25(3)	
①	広域の事業			20(3)	20(3)	20(3)	
②	その他の事業			25(3)	25(3)	25(3)	
2	防災・減災・国土強靭化緊急対策事業※個1						
3	公営住宅整備事業※個2						
4	災害復旧事業						
5	教育						
(1)	公立学校等の事業※個2						
(2)	私立学校施設整備事業						
(3)	社会福祉施設整備事業						
(4)	一般機械物处理整備等事業※個3、個4						
①	道路 排水施設等※個5			15(3)	15(3)	15(3)	
②	上下水管			25(3)	25(3)	25(3)	
③	上記以外の施設			20(3)	20(3)	20(3)	
④	出資金・賞付金・負担金			20(3)	20(3)	20(3)	
⑤	特別払込資本※個5			20(5)	20(5)	20(5)	
6	一般公共施設事業						
(1)	防災対策事業			30(5)	30(5)	30(5)	
(2)	公共交通事業			30(5)	30(5)	30(5)	
(3)	緊急天然災害防護対策事業			30(5)	30(5)	30(5)	
7	地方公共施設事業						
(1)	近地対策事業						
(2)	下水道施設			10(2)	10(2)	10(2)	
(3)	義務教育学校施設			10(2)	10(2)	10(2)	
(4)	飲用水供給施設			10(2)	10(2)	10(2)	
(5)	その他			10(2)	10(2)	10(2)	
(2)	過疎対策事業※個7						
(1)	診療所及び診療員宿舎			12(3)	12(3)	12(3)	
(2)	下水道施設			12(3)	12(3)	12(3)	
(3)	義務教育学校及び高等教育学校施設			12(3)	12(3)	12(3)	
(4)	簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設			12(3)	12(3)	12(3)	
(5)	一般廻流物処理施設			12(3)	12(3)	12(3)	
(6)	その他			12(3)	12(3)	12(3)	
8	水道事業※個6、個9			40(5)	40(5)	40(5)	
9	交通事業※個6、個9			40(5)	40(5)	40(5)	
(1)	都市高速運送事業			20(5)	20(5)	20(5)	
(2)	一般バス車庫・営業所			13(3)	13(3)	13(3)	
(1)	バス車庫			20(5)	20(5)	20(5)	
(3)	その他			31(3)	31(3)	31(3)	
10	港湾整備事業※個6、個9			17(3)	17(3)	17(3)	
11	病院事業 介護サービス事業※個6、個9			10(1)	10(1)	10(1)	
病院事業				30(5)	30(5)	30(5)	
(1)	医療・看護用機械器機			40(5)	40(5)	40(5)	
(2)	病院・診療所・職員宿舎及び看護師宿舎			20(3)	20(3)	20(3)	
12	下水道事業※個6、個9			40(5)	40(5)	40(5)	
13	港町整備事業※個10			20(3)	20(3)	20(3)	
II	地方特別資金						
1	災害復旧事業						
(1)	震地小災害復旧事業			3(1)	3(1)	3(1)	
(2)	"			4(1)	4(1)	4(1)	
(3)	災害対策基本法第102条に規定する歳入入かん等價※個12						

令和 6 年度財政融資地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表

I. 地方長期資金

大区分 中区分	事業等	償還期限(据置期間)		共通
		固定	利率見直し	
1 公共事業等	(1) 各種灾害関連事業	25(3)	25(3)	
	(2) 学校教育施設等整備事業 (都道府県分)	25(3)	25(3)	
	(3) 社会福祉施設整備事業 (都道府県分)	25(3)	25(3)	
	(4) 一般医療物販事業 (都道府県分)	20(3)	20(3)	
	(5) 農業農村整備事業・道路事業 (林道含む)	15(3)	15(3)	
	(6) 上記以外の事業			
	① 庁舎	25(3)	25(3)	
	② その他の事業	20(3)	20(3)	
2 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業	※個々	25(3)	25(3)	
3 公営住宅建設事業	※個々			
4 災害復旧事業	(1) 火災復旧事業 ※個々	9(2)	9(2)	
	(2) 公共木造施設等小災害復旧事業 (過年分)	10(2)	10(2)	
	(3) 上記以外の事業 ※個々			
5 教育・福祉施設等整備事業	(1) 学校教育施設等整備事業	25(3)	25(3)	
	(2) 社会福祉施設整備事業	25(3)	25(3)	
	(3) 一般医療物販事業	30(5)	30(5)	
	(4) 一般補助施設整備等事業 ※個々、個々			
	① 道路・排水施設等	15(3)	15(3)	
	② 庁舎	25(3)	25(3)	
	③ 上記以外の施設	20(3)	20(3)	
	④ 賃貸・賃付金・負担金	20(5)	20(5)	
	⑤ 特別転貸借料 ※個々			
6 一般単独事業	(1) 防災対策事業	30(5)	30(5)	
	(2) 公共施設等整備事業	30(5)	30(5)	
	(3) 緊急自然災害防止対策事業			
7 辺地及び過疎対策事業	(1) 辺地対策事業	10(2)	20(5)	
	① 診療施設のうち診療所及び職員宿舎・下水道施設	10(2)	20(5)	
	② 畜産教育諸学校施設	10(2)	25(3)	
	③ 飲用水供給施設	10(2)	30(5)	
	④ その他	10(2)	10(2)	
	(2) 過疎対策事業			
	① 診療施設のうち病院、診療所及び職員宿舎・下水道施設	12(3)	30(5)	
	② 畜産教育施設及び高等學校施設	12(3)	25(3)	
	③ 常見水道施設及び簡易水道施設	12(3)	30(5)	
	④ 一般廃棄物処理施設	12(3)	30(5)	
	⑤ その他	12(3)	12(3)	
8 水道事業	※個々、個々	40(5)	40(5)	
9 交通事業	(1) 都市高架鉄道事業	40(5)	40(5)	
	(2) 一般交通事業			
	① バス車庫・営業所	20(5)	20(5)	
	② 電車	13(3)	13(3)	
	③ その他	20(5)	20(5)	
10 港湾整備事業	※個々、個々	40(5)	40(5)	
	① 基礎用地	31(3)	31(3)	
	② 上屋	20(3)	20(3)	
	③ 附木場	17(3)	17(3)	
	④ 荷役機械			
11 病院事業・介護サービス事業	※個々、個々	10(1)	10(1)	
	① 医療・看護用機器器具	30(5)	30(5)	
	② 病院、診療所、施設等	40(5)	40(5)	
12 下水道事業	※個々、個々			
13 臨時財政対策債	※個々			

【地方長期資金等留意事項】

- 1 運用予定期を繰り越して運用する場合は、繰越前の償還期限及び据置期間（以下「融通条件」という。）によるものとする。
- 2 木造等の耐久度の低い施設を建設する場合の償還期限については、本表の償還期限から 5 年を満する施設及び過疎対策事業には適用しない。）、
- 3 同一施設に複数の融通条件が存在する場合は、施設の主たる部分の融通条件と、又は各融通条件を適用する。ただし、同一の融通条件の対象ごとに分割して貸し付けること、も可とす。
- 4 大区分を一にする二以上の施設を一棟として建築する場合は、主たる施設の融通条件を適用することができる。
- 5 施設用地の取得については、事業内容に応じ、基準年数の範囲内で当該事業の賃貸金の融通条件を上回らないもの。
- 6 改造・改修の取扱いについては、事業内容に応じ、基準年数の範囲内で適切な融通条件を設定する。
- 7 賃貸金事業の融通条件は、基準年数の範囲内で該当事業の賃貸金の融通条件を上回らないもの。
- 8 借入団体が基準年数より短い期間を希望したときはその期間とする。ただし、5 年を下回らなものとする。

【個別事項】

- 1 災害・減災・国土強靭化緊急対策事業及び災害復旧事業(1) 火災復旧事業の融通条件は、建設された施設を本事業により分類した場合に属することとなる施設（事業）の融通条件とし、それについてでは(3)年とする。
- 2 特定の災害による事業で融通条件を延長したものについては、過年度に通知した融通条件（下表参照）とする。

東日本大震災	福島第一原発事故等被災事業	福島第二原発事故等被災事業	公営企事業被災復旧事業
平成23年熊本地震 平成23年熊本県豪雨 令和2年熊本県豪雨	令和元年元風19号 令和2年熊本県豪雨	30(5)	25(5)
		30(5)	20(5)

- 3 教育・福祉施設等整備事業のうち一般補助施設設備等事業において、公害対策事業、豪雪対策事業等の施設に応じて(1)道路・排水施設等立地地域振興特別事業等は、当該事業により建設される施設又は上記以外の施設を適用する。
- 4 東日本大震災復興等事業の融通条件は、建設された施設を本事業又は上記以外の施設を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業の融通条件とし、本表により分類した場合に属することとする。
- 5 教育・福祉施設等整備事業のうち一般補助施設設備等事業の(1)道路・排水施設等には、公共交通施設が含まれる。
- 6 外埠埠頭会社等託販分、港湾運営会社託販分及び国土交通大臣が指定する指定会社託販分の融通条件は(20(3)年、空港運営会社輸送機器新規分)の融通条件は30(5)年とする。
- 7 公营企業に対する出資金・賃貸金の財源に充てるための地方債の融通条件は30(5)年とする。
- 8 資本費平准化債の融通条件は20(3)年とする。
- 9 临时財政対策債については、利率見直し方式(5年毎・10年毎に限る。)のみとする。
- 10 除却は、公共施設等総合会計面に基づいて行われるものうち、國庫補助を受けて実施する公共施設等の除却とし、当該国庫補助に基づく事業債の対象となるものとする。
- 11 令和6年度における融資のうち、令和2年7月豪雨(令和2年7月15日から7月31日までの間の豪雨)、令和6年能登半島地震に係るものについては(5(3)年とする。
- 12 再生賃特例債の融通条件は30(5)年とし、かつ、財政再生計画の計画期間の範囲内とする。

【その他留意事項】

- 1 1回目の利率見直しまでの期間が固定金利の最長償還期限より長い利率見直し方式を選択することはできない(例：貸地及び過疎対策事業については15年毎・20年後・30年後の利率見直し方式選択不可)。個別の貸付けにおいては、実際の償還期間が事業毎に選択した1回目の利率見直しまでの期間により短い場合は利率の見直しは行われない。

II. 地方特別資金

1 災害復旧事業

- (1) 農地等小災害復旧事業 (過年分)
- (2) "
- (3) 災害対策基本法第102条に規定する歳入かる等債 ※個々

別表4. 償還期限及び据置期限早見表

	貸付実行日						
	R7.10.1 ～R8.2.28	R8.3.1 ～R8.3.31	R8.4.1 ～R8.8.31	R8.9.1 ～R8.9.30	R8.10.1 ～R9.2.28	R9.3.1 ～R9.3.31	
償 還 期 限 ・ 据 置 期 間	6か月	R8.3.25	R8.9.1	R8.9.25	R9.3.1	R9.3.25	R9.9.1
	1年	R8.9.25	R9.3.1	R9.3.25	R9.9.1	R9.9.25	R10.3.1
	2年	R9.9.25	R10.3.1	R10.3.25	R10.9.1	R10.9.25	R11.3.1
	3年	R10.9.25	R11.3.1	R11.3.25	R11.9.1	R11.9.25	R12.3.1
	4年	R11.9.25	R12.3.1	R12.3.25	R12.9.1	R12.9.25	R13.3.1
	5年	R12.9.25	R13.3.1	R13.3.25	R13.9.1	R13.9.25	R14.3.1
	8年	R15.9.25	R16.3.1	R16.3.25	R16.9.1	R16.9.25	R17.3.1
	9年	R16.9.25	R17.3.1	R17.3.25	R17.9.1	R17.9.25	R18.3.1
	10年	R17.9.25	R18.3.1	R18.3.25	R18.9.1	R18.9.25	R19.3.1
	12年	R19.9.25	R20.3.1	R20.3.25	R20.9.1	R20.9.25	R21.3.1
	13年	R20.9.25	R21.3.1	R21.3.25	R21.9.1	R21.9.25	R22.3.1
	15年	R22.9.25	R23.3.1	R23.3.25	R23.9.1	R23.9.25	R24.3.1
	17年	R24.9.25	R25.3.1	R25.3.25	R25.9.1	R25.9.25	R26.3.1
	20年	R27.9.25	R28.3.1	R28.3.25	R28.9.1	R28.9.25	R29.3.1
	25年	R32.9.25	R33.3.1	R33.3.25	R33.9.1	R33.9.25	R34.3.1
	30年	R37.9.25	R38.3.1	R38.3.25	R38.9.1	R38.9.25	R39.3.1
	31年	R38.9.25	R39.3.1	R39.3.25	R39.9.1	R39.9.25	R40.3.1
	40年	R47.9.25	R48.3.1	R48.3.25	R48.9.1	R48.9.25	R49.3.1

1. 本表は令和7年10月1日から令和9年3月31日までの間に借り入れるものに適用する。
2. 元利金の支払期日は9月及び3月借入分は9月1日及び3月1日、他の月の借入分は9月25日及び3月25日とする。
ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る借入分については、年賦元利（元金）均等償還で償還期限、据置期間とも9月1日とする。

第4章 借入後の手続等

第1. 償還年次表の公開

1. 償還年次表

地方長期資金を借り入れた場合、利率見直し方式による借入金について金利見直しを行った場合及び一部繰上償還や債務承継等を行った場合は、「財政融資資金貸付金償還年次表」をオンラインシステムにて公開します。公開完了通知を各団体担当者にメール送信しますので、通知到達後、オンラインシステムより償還年次表をダウンロードしてください。

ダウンロードが可能な期間は公開から2年間です。2年経過後はデータが削除されますので、必ず出力等により保存いただきますようお願いします。

2. 仮償還年次表

PDFファイル形式の「財政融資資金貸付金償還年次表」の公開とは別に、貸付日の2～3営業日前に、CSVファイル形式の「仮償還年次表」をオンラインシステムにて公開します。地方債管理においてご活用ください。

第2. 元利金の払込み

1. 地方長期資金等

元利金の支払期日（毎年9月1日、25日、3月1日、25日）の約10日前までに、「財政融資資金貸付金元利金仕訳書」をオンラインシステムにて公開しますので、ダウンロードした上で、借入団体保管の公債台帳及び償還年次表と突合し確認してください。

あわせて、財務省から「財政融資資金貸付金元利金払込書」及び「納入告知書」（以下、「納入告知書等」）を送付しますので、これにより元利金を指定店に払い込んでください。元利金の納付方法としてペイジーの利用を届け出ている場合（29ページ参照）は、「納入告知書等」に記載された収納機関番号・納付番号等を確認の上、取引金融機関のインターネットバンキングにより払い込んでください。

※ 突合の結果相違が認められた場合、納入告知書等の書類が支払期日の2～3日前になんしても到着しない場合、又は何らかの事情によりオンラインシステムからダウンロードができない場合は、直ちに北陸財務局融資課に連絡してください。

次の場合は「納付書」を再発行します。

(1)	「納入告知書」に記入された金額が誤っている場合
(2)	「納入告知書」を亡失し、又は著しく汚損した場合
(3)	「納入告知書」が未着の場合

- ※ 定期償還日に任意繰上償還を実施する貸付先コードについては、元利金仕訳書の公開や納入告知書等の送付が他の貸付先コードとは別に行われる場合がありますので、ご注意ください。
- ※ オンラインシステム未利用団体等については、北陸財務局から財政融資資金貸付金元利金仕訳書を郵送しますが、納入告知書等の到達日とズレが生じる場合がありますので、あらかじめご了承願います。
原則として、手続のオンライン化をお願いします。

初期利子等の計算方法

- ① 支払期日以外の日に借入れをしたもので第1回目の支払期日までの場合

$$\begin{array}{r} \text{借入金額} \quad \times \quad \text{借入年利率} \quad \times \quad \text{日数} \\ \hline & & 365 \end{array}$$

- * 日数は借入日の翌日から起算し、第1回目の支払期日までの日数
- * 円未満は切捨て
- * うるう年についても365日として計算

- ② 支払期日に借入れをしたもので第1回目の支払期日までの場合

$$\text{借入金額} \times \text{借入年利率} \times 1/2$$

2. 元利金の電子納付

財政融資資金の元金及び利子の納付は、マルチペイメントネットワークシステム「Pay-easy（ペイジー）」を活用した電子納付を推奨しています。

ペイジーをご利用いただく際は、事前にインターネットバンキングにおける支払限度額等を取引金融機関に確認してください。

納付方法を変更する償還日の25営業日前までに「**財政融資資金の元金の償還及び利子等の支払いに関する特定納付利用届出（届出取消）書**」（例示21）を財務局（所）に提出してください。

※ 「Pay-easy（ペイジー）」について

Pay-easy のホームページ（<http://www.pay-easy.jp/>）に「ペイジーの使い方」（<https://www.pay-easy.jp/howto/>）が掲載されております。ぜひ、便利で安全な電子納付をご利用ください。

※ 金融機関のインターネットバンキングの契約が必要となります。契約費用等手続は、ご利用の金融機関へお問い合わせください。

3. 元利金の支払期日が休日にあたる場合の取扱い

支払期日が休日（土日、祝日、指定店の休日）にあたる場合は、支払いが当該休日にあたる期日の翌日（当該休日にあたる期日に引き続き休日（連休等）がある場合は、連休最終日の翌日）に行われたとしても、延滞として取り扱いません。

※ 例えば・・・

令和8年3月1日（日）定期償還⇒納入告知書等の「償還期限」欄には「令和08年03月01日」と記載されますが、令和8年3月2日（月）中に振込みが完了すれば延滞の取扱いとはなりません。

※ 上記内容につきましては、該当する定期償還時に送付する納入告知書等若しくは元利金仕訳書には、何ら特記されていませんので、あらかじめご承知おき願います。

4. 元利金の払込みに遅滞が生じた場合の取扱い

元利金の払込みに万一遅滞が生じたときは、直ちに北陸財務局融資課に連絡してください。延滞が生じた場合の事後の取扱いは、次のようになります。

(1) 違約金の支払いが必要な場合

元利金の支払期日の忘失、又は歳計現金の不足など、債務者側に遅滞の責任がある場合は、約定により違約金を支払っていただくことになります。

この場合は、財務省から1か月以内に「納入告知書」を送付しますので、これにより払い込んでください。ただし1口の違約金の額が500円未満の場合は、次回の元利金支払期日に支払っていただきます。

違約金の割合は年10%です。

(2) 延滞利子の支払が必要な場合（違約金を徴さない場合）

災害その他の不可抗力により元利金の支払期日に元利金の支払が間に合わなかった場合は、その事実を証する書面を添えて「災害等に係る違約金免除承認申請書」（例示22）を財務局（所）に提出してください。財務局が不可抗力と認めた場合は、(1)の違約金は徴しません。ただし、延滞利子に係る「納入告知書」を送付しますので、これにより払い込んでください。

5. 元金を完済した場合の借用証書の返還

借用証書は、1口の借入金についてその元金及び利子（補償金等、違約金及び延滞利子を含む）を完済した場合、電子借用証書についてオンラインシステムで削除処理を行った後、「財政融資資金借用証書削除通知書」を公開します。

なお、書面の借用証書の場合は、納入告知書に記載されている指定店を統轄する日本銀行統轄店から返還されます。

第3. 借入後に承認等を要するもの

財政融資資金の借入後に、次のような行為をする場合は、それぞれ財務局（所）の承認、又は財務局（所）への通知あるいは報告が必要です。

なお、財政融資資金に関係している施設等で災害又は不正事件若しくは紛争事件が発生した場合は、直ちに財務局（所）に相談の上、その指示により手続してください。

※ オンラインシステムを利用して各種承認申請等を行うことができます。

提出方法の詳細は、オンラインシステム操作マニュアル第3章「オンラインシステムを利用した申請」、第4章「各種手続きの入力方法及び別紙データの編集方法」をご覧ください。

1. 取得財産等を処分する場合又は補助金等の交付決定を受けた場合

財政融資資金により取得した財産については、「財政融資資金地方長期資金借用証書」裏面の特約条項第10条により、財務大臣の承認を得ないで、借入れの目的に反する使用、貸付、譲渡、交換、撤去又は担保権の設定等一切の処分行為をしてはならないこととなっています。

また、同条第2項により、取得した財産を処分できる見込みがあるとき、又は補助金の交付決定等があった場合は財務大臣に遅滞なくその旨を申し出ることとなっています。

※ 「財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則」の一部改正（平成13年4月1日施行）以前に借り入れた資金について、特約条項第10条第2項の規定はありませんが、同様の取扱いとなります。

以下の状況に該当することが見込まれる場合は、「取得財産等に関する資料」（例示23）を作成の上、早めに財務局（所）にご相談ください。

① 取得財産等を処分する場合の手続

1. 処分行為には該当しないため処分行為の承認申請を要しないもの

次のいずれかに該当する場合は、特約条項に定める処分行為には該当しないため、手続は不要です。

- (1) 地方自治法第238条の4の規定に基づく処分（使用許可等）
- (2) 地方自治法第244条の2の規定に基づき指定された者に管理を行わせるとき
- (3) 減耗分の回復又は軽微な模様替えを行う場合であって、その経費を修繕費で支出するとき
- (4) 道路の管理権が移動するとき（ただし、財産権の移動を伴う場合は除く）
- (5) 災害等により取得財産の全部または一部が消失又は滅失し、その復旧を行うとき
- (6) 取得財産等の一部が法令上の耐用年数を経過したため、これについて行う処分
- (7) 上水道事業・簡易水道事業等地下埋設管敷設を伴う事業において、他の事業実施に起因する埋設管敷設替えに伴い、原因者負担により行う旧埋設管の処分
- (8) 新規起債により地方債同意等基準等で認められている改良等事業（施設の改良若しくは増・改築又は機械器具若しくは車両の更新をいい、施設の全部改築は除く。）の実施に伴う旧施設等の処分（旧施設の処分に当たり、当該貸付債権額の残債について繰上償還の条件が付される場合は除く。）
- (9) 取得財産等の用途又は目的を妨げない範囲において、当該取得財産等の一部について行う処分

※ 判断に迷う場合は財務局（所）にご相談ください。

2. 処分行為報告書を提出するもの

国庫負担（補助金）等をもって取得した財産等の処分の承認手続について、国庫負担等の主務官庁から「報告」により承認したものとみなされる場合は、「補助金等適正化法第22条の規定等に基づく各省各庁の長の承認を受けた施設等における財政融資資金地方資金に係る取得財産等の処分行為報告書」（例示24）を財務局（所）に提出することにより、処分行為を承認したものとして取り扱います。

3. 処分行為承認申請書の提出が必要なもの

処分行為の承認を受ける場合は「財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認申請書」（例示25）を財務局（所）に提出してください。

(1) 処分行為を承認しないで強制繰上償還を求めるもの

次のいずれかに該当する場合は、処分行為を承認できないことから、処分行為を行ったときは、処分財産相当額の元金を繰上償還していただくことになります。

- ア. 故意又は過失による非違行為等による処分
- イ. 補助金適正化法の承認が受けられない処分
- ウ. 元利償還金の全部又は一部が、国による財政措置を講じることとされた地方債により取得した財産の処分（当該財産を有償で譲渡する場合に限る。）
- エ. 財政融資資金の活用先として相応しくない用途に供されることとなる処分

(2) 処分行為を承認するもの

上記(1)ア.～エ.のいずれにも該当しない場合は、処分行為を承認します。この場合において

繰上償還を希望する場合は、任意繰上償還の申請を行うこととなります。

② 補助金等の交付決定を受けた場合の手続

借入後に補助金等の交付決定（追加）を受けた場合は、強制繰上償還の手続を行っていただく必要がありますので、「国庫支出金等交付決定申出書」（例示26）を財務局（所）に提出してください。

③ その他特約条項に基づく繰上償還事由に該当する場合

上記①、②以外で、以下の事由に該当した場合は、速やかに財務局（所）に連絡の上、必要な手続を行ってください。

(1)	借入条件及びこの特約条項を守らなかった場合※1 「財政融資資金に係る過充当報告書（申出書）」（例示27）を速やかに財務局（所）に提出してください。
(2)	取得した財産の全部又は一部が焼失又は滅失し、その復旧を行わない場合
(3)	特約条項の定めによる調査を拒み若しくは妨げ、又は報告せず若しくは虚構の報告をした場合
(4)	虚構の事実に基づいてこの借入金の借入れをしている場合
(5)	借入金の借入れ又は使用に関し法令若しくは慣習に違背し、又は著しく不当と認められる事実があった場合※2

※1 事業費の減少や事務ミスにより過充当となる場合は(1)に該当

※2 例えば、談合の発覚を契機として過充当となる場合などは(5)に該当

上記①～③について、繰上償還額が500万円未満である場合は、当局の判断により繰上償還を求めないことがあります。

④ 加算金制度について

平成26年度資金から、約定に基づき強制繰上償還を行う場合は、加算金を求めることとなっております
(借用証書特約条項第4条第3項)。

※ ただし、以下の場合は、この限りではありません。

(1)	貸付金に係る事業に関し国の補助金等の交付決定により、貸付対象事業費から控除する財源が増加するとき
(2)	財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率が貸付金利に比べて低いとき
(3)	理財局長と協議の上、加算金を求めることが著しく不適当であると認められるとき

○ 加算金の算出方法

貸付日の翌日から繰上償還日までの期間において、各償還日の貸付残高×(年3%^(注)－貸付金利)の合計額

(注) 一般金融市場における金利を勘案して定める率(財務大臣告示)

2. 任意繰上償還をしようとする場合

補償金に関する特約条項が付されている財政融資資金地方長期資金等借用証書により借り入れた財政融資資金については、補償金の払込みが確実に行われることを条件に、地方公共団体の財政等の都合による繰上償還を認めています。

※ 平成13年3月31日以前の貸付日に係る借用証書に関しては、特約条項を追加するため、「財政融資資金普通地方長期資金等借用証書補償金条項追加承認申請書」（例示28）を提出し、承認を受ける必要がありますので、事前に財務局（所）に相談してください。

任意繰上償還をしようとする場合は「財政融資資金借入金繰上償還承認申請書」（例示29）を財務局（所）に提出して審査を受けていただきますが、申請を行う前に、可能な限り速やかに財務局（所）に相談してください。また、任意繰上償還の償還日は、年6回（奇数月25日）となっています。

補償金算定のために必要な「割引率」については、概ね1か月に1回程度見直します。したがって、財政融資資金借入金繰上償還承認申請書の提出前に、繰上償還の際に必要となる補償金の見込額をあらかじめ知ることができます。必要に応じて財務局（所）にお問い合わせください。

3. 違約金の免除を受けようとする場合（30ページ参照）

災害その他の不可抗力により元利金の支払期日に元利金の支払いが間に合わなかった場合は、その事実を証する書面を添えて「災害等に係る違約金免除承認申請書」（例示22）を財務局（所）に提出してください。

4. 指定店を変更しようとする場合

借入団体の利便等から指定店の変更を希望する場合は、「財政融資資金指定店変更承認申請書」（例示30）を財務局（所）に提出して、その承認を受けてください。

なお、指定店の変更は、公営企業会計を含む地方公共団体の全債権が対象となります。

5. 債務の引受をしようとする場合

「債務の引受」とは、後述の「債務の承継」のように法令の規定に基づき当然に債務が承継されるものとは異なり、市立病院を県立病院に統合する場合等のように、私法上の手続によって債務を他の者が承継しようとする場合をいいます。

債務の引受をしようとする場合は、事前に「財政融資資金債務承継承認申請書」（例示3-1）を財務局（所）に提出して、その承認を受けてください。

申請書の提出にあたっては、当該行為によって債務を免れる地方公共団体（以下「旧団体」）と当該行為によって債務を負担することになる地方公共団体（以下「新団体」）が連署してください。

債務の引受に係る主な承認基準は次のとおりです。

(1)	債務の引受が、新・旧団体にとって法令に違反する行為でないと認められること
(2)	新団体の債務負担能力が旧団体と同等以上と認められ、当該債務の引受後、当該債務の償還について延滞のおそれがないと認められること。その他、債権管理上支障が生じないと認められること
(3)	原則として、債務の引受前と後の償還条件が同一であること

6. 債務を承継した場合

「債務の承継」とは、法令の規定に基づき府県又は市町村の“廃置分合”“境界変更”の場合など、貸付けを受けた地方公共団体（旧団体）の債務が、その団体の意思とは無関係に他の地方公共団体（新団体）に承継される場合をいいます。

債務の承継が行われた場合は、速やかに次によって「財政融資資金債務承継通知書」（以下、「債務承継通知書」）（例示3-2）を財務局（所）に提出してください。

- ① 借入団体が消滅又は解散した場合は、その団体の債務を負担することになる新団体が「債務承継通知書」を提出してください。
- ② 借入団体が分立又は境界変更した場合は、その団体の債務を負担することになる新団体と連署の上、旧団体が「債務承継通知書」を提出してください。

7. 地方公共団体の名称等を変更する場合（13ページ参照）

地方公共団体の名称（公営企業の会計名を含む）若しくは所在地（事務所の所在地）が変更となった場合は、「名称等変更通知書」（例示10）を財務局（所）に提出してください。

8. 貸付先コードを廃止する場合

特別会計等の廃止や既往債の償還が完了し新たな借入れを予定していない等の理由で貸付先コードを廃止する場合は、「貸付先コードの新設・廃止について」（例示3）を財務局（所）に提出してください。

なお、手続の詳細については、財務局（所）にお問い合わせください。

※ 市町村合併が行われる場合は、債務承継についての多くの事務手続をするため事前に打合せを行う必要がありますので、合併予定期日の半年前までに財務局（所）にご連絡ください。

- 一連の上記手続については、「各種手続等一覧表」（例示20）を参考にしてください。

第4. 実地監査、財務状況把握の実施

公的資金である財政融資資金の貸し手としての立場から、借り手である地方公共団体や地方公営企業の債務償還能力、資金繰り状況、資金の使用状況や事業の成果等の実態を確認しています。また、社会構造の変化が財政運営や経営にどのような影響があるのか（内在するリスク）、どのような財政運営や経営が望まれるのかといった点にも着目して分析を行い、健全な財政運営や経営により、将来にわたり安定的・継続的な住民サービスの提供が行われるよう、具体的なアドバイスなどを行っています。

1. 実地監査における確認事項

実地監査では、

- ① 公営企業の経営状況、
- ② 貸付資金の使用状況、
- ③ 事業の成果等 の実態を確認しています。

2. 実地監査結果の通知

監査結果については、

- ① 把握した問題点や経営上のリスクを文書により通知することで、監査先と認識を共有します。
- ② 必要に応じて、具体的な改善策や収支計画の策定・見直し等について報告を求めていきます。また、定期的に改善状況のフォローアップを行っています。

【参考：実地監査】財務省ホームページ

https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/filp_audit/index.htm

3. 財務状況把握における確認事項

財務状況把握においては、

- ① 主に「地方財政状況調査表（決算統計）」の計数を用いて「行政キャッシュフロー計算書」を作成します。
- ② 全ての地方公共団体を対象として、行政キャッシュフロー計算書や各種の財務資料等を利用して財務状況のモニタリングを実施しています。
- ③ 毎年度、一定数の地方公共団体に対してヒアリングを実施します。

4. 財務状況把握結果（診断表）の交付

ヒアリングを実施した地方公共団体に対しては、財務状況把握の結果を分かりやすく示した「診断表」を作成・交付することにより、財務健全化に関するアドバイス（情報提供）や財務状況悪化に対する事前警鐘の役割を担っています。

【参考：財務状況把握】財務省ホームページ

https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm

○ 石川県

北陸財務局 理財部 融資課

所在地 〒921-8508

金沢市新神田4丁目3番10号

金沢新神田合同庁舎(5階)

TEL (076) 292-7857

E-mail: yuushika@hr.lfb-mof.go.jp

○ 富山県

北陸財務局 富山財務事務所 財務課

所在地 〒930-8554

富山市牛島新町11番7号

富山合同庁舎(5階)

TEL (076) 411-9177

E-mail: toyama.zaimuka@hr.lfb-mof.go.jp

○ 福井県

北陸財務局 福井財務事務所 財務課

所在地 〒910-8519

福井市春山1丁目1番54号

福井春山合同庁舎(7階)

TEL (0776) 25-8233

E-mail: fukui.zaimuka@hr.lfb-mof.go.jp